

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を下記のとおり指定する。

指定する区域の範囲を表示した図面及び地番等は、札幌市環境局環境都市推進部環境対策課に備え置き、一般の閲覧に供する。

令和 2 年（2020 年）8 月 6 日

札幌市長 秋元 克広



記

- 1 指定する区域の所在地
札幌市中央区大通東 4 丁目
1 番 16 の一部、1 番 20 の一部
札幌市中央区南 1 条東 4 丁目
5 番 1、5 番 2 の一部、6 番 1 の一部、6 番 2 の一部、6 番 3、6 番 4、
6 番 5、6 番 6 の一部、6 番 8 の一部、6 番 9 の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則第 31 条第 1 項（土壤溶出量）の基準に適合して
ない特定有害物質
鉛及びその化合物
砒素及びその化合物